

現場代理人の常駐義務の緩和の拡大について

平成30年7月24日より、三芳水道企業団発注工事における現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和を拡大いたします。

常駐義務緩和の拡大

- ・ 請負金額 500万円未満の工事は、原則常駐を求めない。
- ・ 請負金額 500万円～3,500万円（建築7,000万円）未満の工事は三芳水道企業団発注の工事に限り 3件まで兼任可能。
- ・ 請負金額3,500万円（建築7,000万円）以上の工事の現場代理人は専任とする。

※常駐義務の緩和要件に該当する場合でも、工事内容により仕様書等で現場代理人の常駐を求める場合がありますのでご注意ください。

※「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」をご確認ください。

※現場代理人等の兼務を行う場合は、三芳水道企業団総務係に「現場代理人兼務届（別記第1号様式）」を提出してください。

※建設業法に定められていない工事や、緊急工事、建設業法に定められていても、50万円未満の工事などは、「現場代理人」に替え「現場責任者」を定めることとし、兼務とは扱いません。

※兼務を認めた工事においても、現場代理人の責を免れるものではなく、即時にかつ適切に対応できる体制をとっておく必要があります。